

東かがわ市告示第34号

東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市内の市民生活に必要なバス路線の運行の確保及び維持を図るため、乗合バス事業者に対して補助金を交付することに関し、東かがわ市補助金等交付規則(平成15年東かがわ市規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。)、香川県地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統確保維持費等)補助金交付要綱(平成24年4月17日施行。以下「県要綱」という。)において使用する用語の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、自治体との協定や委託等によらず、市民の生活交通として必要な路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は、次の各号に掲げる地域間幹線系統等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる条件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 地域間幹線系統 補助対象期間に地域間幹線系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該地域間幹線系統の補助対象経常費用に達していないもの
- (2) 地域内フィーダー系統 補助対象期間に地域内フィーダー系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該地域内フィーダー系統の補助対象経常費用に達していないもの

(補助対象経費の額)

第5条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる地域間幹線系統等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域間幹線系統 補助対象期間における補助対象経常費用から経常収益並びに国要綱及び県要綱の規定による地域間幹線系統確保維持費補助金の確定額を差し引いた額に、地域間幹線系統の東かがわ市に係るキロ程を乗じて得た額を当該地域間幹線系統の総キロ程で除して得た額(1,000円未満切捨て)

(2) 地域内フィーダー系統 補助対象期間における補助対象経常費用から経常収益及び国要綱の規定による地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の確定額を差し引いた額 (1,000円未満切捨て)

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条第1号に規定する路線にあつては東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金(地域間幹線系統)交付申請書(様式第1号)を、同条第2号に規定する路線にあつては東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金(地域内フィーダー系統)交付申請書(様式第2号)を東かがわ市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、第5条の規定により算出した各運行系統の補助対象経費に相当する額に3の2を乗じた額を上限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)を当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとし、この帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地

事業者名

代表者名

東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金
（地域間幹線系統）交付申請書

東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金（地域間幹線系統）の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請額

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 補助対象期間

4 運行系統の概要及び補助申請額

運行系統	運行実績			経常費用		経常収益			
	総キロ程	市内キロ程	市内キロ程比 率	キロ単価	経常費用	運送収入	運送雑 収入	営業外 収益	経常収益
	B (キロ)	C (キロ)	D (%)	H (円)	I (B*H) (円)	J (円)	K (円)	L (円)	M (J+K+L) (円)
計									

損益	補助金 (国・県・他市町)			最終損益
	国確定額	県確定額	他市町確定額	本市該当分
N (I-M)	0	P	Q (N-0-P)	R (Q*D)

添付書類

- 1 国要綱及び県要綱に基づく当年度の補助金交付申請書類の写し、また交付決定及び額の確定通知書の写し
- 2 運行系統図及び市町キロ程比率を算定した書類
- 3 総キロ程を算定した書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地

事業者名

代表者名

東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金
（地域内フィーダー系統）交付申請書

東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金（地域内フィーダー系統）の交付を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請額

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 補助対象期間

4 運行系統の概要及び補助申請額

運行系統	運行実績	経常費用		経常収益				損益	最終損益
	総キロ程 B (キロ)	キロ単価 H (円)	経常費用 I(B*H) (円)	運送収入 J (円)	運送雑収入 K (円)	営業外収益 L (円)	経常収益 M(J+K+L) (円)	損益 N (円)	本市該当 O(N*D) (円)
計									

添付書類

- 1 国要綱及び県要綱に基づく当年度の補助金交付申請書類の写し、また交付決定及び額の確定通知書の写し
- 2 総キロ程を算定した書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

殿

東かがわ市長

東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金
（ 系統）交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金（ 系統）については、下記のとおり交付することに、併せてその額を確定したので、東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付決定・確定額
- 2 補助対象期間

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

住 所
氏 名 印
電話番号

東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金（ 系統）交付請求書

年 月 日付け 第 号により東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金（ 系統）について、東かがわ市地域間幹線系統等確保維持費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名 義 人	()